

学校感染症と出席停止について

下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。医師に治癒証明を記入していただき、登園登校日に持参してください。

	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、 南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザウィルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症 新型コロナウィルス感染症	治癒するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
第二種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種		

【備考】群馬県では下記の「その他の感染症」については、定めないこととしています。

感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・手足口病等

治癒証明書

クラス

氏名

感染症名 _____ 出席停止期間 令和 年 月 日～ 月 日

感染症の予防上支障がないと認めますので、登園登校可能と認めます。

医療機関名：医師名

印